

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、令和6年5月31日（金）、勤務時間終了後に飲食店で飲酒をした後、帰宅途中の駅のホームドアにもたれかかっていたところ、鉄道職員にホームドアから離れるよう注意されたものの応じず、鉄道職員の体を押し、また、両手を振りかざして暴れた手が鉄道職員の顔に当たり、さらに足を蹴りました。

その後、暴行の容疑で現行犯逮捕され、同年6月11日（火）に罰金10万円の略式命令を受け、翌日に納付しました。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
都筑区	技能職員	60代	減給 (平均賃金の1日分の半額)

※本処分については、令和7年3月25日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が、次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

お問合せ先	
総務局人事課	Tel 045-671-4005